

事 務 連 絡
平成 3 0 年 9 月 1 8 日

各都道府県・指定都市教育委員会学校保健主管課
各都道府県教育委員会専修学校各種学校主管課
各 都 道 府 県 私 立 学 校 主 管 課
各 国 公 私 立 大 学 担 当 課
大学を設置する各学校設置会社の学校担当事務局
各 国 公 私 立 高 等 専 門 学 校 事 務 局 御中
独立行政法人国立高等専門学校機構事務局
各 都 道 府 県 認 定 こ ど も 園 主 管 課
小中高等学校を設置する学校設置会社を所管する
構造改革特別区域法第 1 2 条第 1 項の認定を
受けた各地方公共団体の学校設置会社担当課

文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課

平成 3 0 年度結核予防週間の実施について（依頼）

標記について、平成 3 0 年 9 月 1 8 日付け事務連絡で厚生労働省健康局結核感染症課から別紙のとおり依頼がありました。

ついては、別添の「平成 3 0 年度結核予防週間実施要領」を御了知の上、特に、学校においては、幼児、児童、生徒及び学生（以下「児童生徒等」という。）並びに教職員に対して、正しい知識の普及、学校保健安全法等に基づく定期健康診断の適切な実施、せきが続くような場合には風邪だと思いこむことなく医療機関を受診するよう指導すること、患者発生時の適切な対応を行うことなど学校における結核対策の充実について、周知徹底されるよう御配慮願います。

なお、関係部局とも連携の上、域内の市区町村、市区町村教育委員会、学校等の関係機関に対してこの趣旨を周知徹底されるよう併せてお願いします。

また、患者・感染者である児童生徒等については、いたずらな不安を抱くことのないようにするとともに、そのことを理由にいじめなどの不当な扱いを受けることのないよう、万全を期するようお願いします。

（参考：厚生労働省ウェブサイト）

・結核について

http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/kenkou/kekaku-kansenshou03/

（担当）

文部科学省初等中等教育局
健康教育・食育課保健指導係

TEL：03-5253-4111(代)（内線 2918）

FAX：03-6734-3794

事 務 連 絡
平成 30 年 9 月 18 日

文部科学省初等中等教育局 健康教育・食育課 御中

厚生労働省健康局
結核感染症課結核対策係

平成 30 年度結核予防週間の実施について

標記について、後援のご賛同をいただき感謝申し上げます。

さて、今般、関係団体からのご賛同をいただき、別紙のとおり「平成 30 年度結核予防週間実施要領」を確定いたしましたので、よろしくお取り計らい願います。

担 当：厚生労働省健康局結核感染症課
結核対策係 設楽、向
TEL 03(5253)1111（内 2931）
FAX 03(3506)7325

平成30年度結核予防週間実施要領

1 趣 旨

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律114号）では、国及び地方公共団体の責務として、教育活動、広報活動等を通じた感染症に関する正しい知識の普及等、必要な措置を講ずるよう努めなければならない旨が規定されている。また、平成23年度に改正された結核に関する特定感染症予防指針（平成19年厚生労働省告示第72号）においても、結核に関する適切な情報の公表や正しい知識の普及等の重要性が規定されている。

今後、結核予防対策の一層の推進を図るためには、より多くの方々に結核に関する正しい知識を深めていただくことが重要であることから、平成30年度においても「結核予防週間」を設け、広く国民に対して普及啓発を行うものとする。

2 主 催

厚生労働省、都道府県、保健所設置市、特別区、公益社団法人日本医師会、公益財団法人結核予防会及び公益社団法人全国結核予防婦人団体連絡協議会

3 後 援

文部科学省、日本放送協会、一般社団法人日本新聞協会、一般社団法人日本民間放送連盟、公益財団法人日本学校保健会、公益社団法人国民健康保険中央会、健康保険組合連合会、一般社団法人生命保険協会、全国地域婦人団体連絡協議会、公益社団法人日本診療放射線技師会、公益社団法人日本看護協会、公益財団法人健康・体力づくり事業財団、特定非営利活動法人ストップ結核パートナーシップ日本、公益社団法人全国老人保健施設協会及び公益社団法人日本精神科病院協会

4 実施期間

平成30年9月24日（月）から9月30日（日）まで

5 重点目標

国民の結核に対する正しい理解を得るため、地域の団体組織等を通じて、より一層の普及啓発を図る。

6 結核予防週間における標語

「遺したいものは、それですか？」

その他、実施機関によって適宜作成するものとする。

7 実施行事等（例）

（１）結核予防週間の周知（各主催団体）

結核予防週間のポスターを作成し、関係各機関へ配布するほか、電車・バス内での広告、懸垂幕、電光掲示板等により国民一般に対して結核予防週間の周知を図る。

（２）資料の配布（各主催団体）

結核に対する関心を高めるため、関係各機関等に結核予防のためのパンフレット、リーフレット等を配布する。

（３）講演会、講習会等の開催（各主催団体）

結核予防活動を推進するため、関係団体を中心とした地区組織の拡充強化を図るとともに、各地において講演会、講習会、パネル展等を開催する。

（４）児童・生徒への結核の知識の普及（各主催団体）

結核の正しい知識を児童・生徒に普及するため、全国の小中高等学校において学級活動、学校行事等を通じて指導するよう、文部科学省の後援により呼びかける。

（５）街頭啓発活動の実施（各主催団体）

結核予防週間の周知と国民一般の結核に対する関心を喚起するため、結核予防を周知する語句の入った風船、広報ポケットティッシュ等を手渡すなどして結核予防思想の普及を図る。

（６）報道機関等との連携（各主催団体）

全国の主要な報道機関にリーフレット等の広報資料を配付し、結核予防週間の周知、行事の取材等を依頼する。

広報誌、関係機関誌等に結核予防に関する記事が掲載されるよう積極的に依頼する。

（７）その他

上記のほか、各種集会の開催など各地域で適宜結核予防週間の趣旨に沿った行事を行う。